

近畿地方整備局道路維持管理計画
(案)

令和7年5月

近畿地方整備局

目 次

はじめに	1
1. 道路維持管理の目的	1
2. 適用範囲	1
3. 道路巡回	1
4. 清掃	2
5. 除草	3
6. 剪定	3
7. 設備点検・補修及び更新	4
8. 構造物点検	4
9. 橋梁補修	5
10. トンネル補修	6
11. 舗装補修等	6
12. 耐震補強	7
13. 防災対策	7
14. 道路の凍雪害対策	7
15. ICT・AI等の新技術の活用	9
16. 維持管理計画の取り扱い	10

【はじめに】

現在、近畿地方整備局は直轄国道24路線、約1,950kmの管理を11事務所30出張所で行っています。(令和7年5月1日時点)

管理している国道の内、雨などによる事前通行規制を行う区間38箇所は、約297kmで管理延長の約15%を占めています。また除雪等を行う積雪寒冷地の指定区間の延長は約583kmとなります。

また、直轄国道は橋梁やトンネルなどの構造物が多く、これらの橋梁やトンネル等は万国博覧会及び花と緑の博覧会の前後に集中して建設されものが多数を占め、橋梁約5,300橋(2m以上)のうち、現在、建設後50年以上経過した橋梁は全体の約40%に過ぎませんが、10年後には、約60%以上となり、急速に増加していきます。

このように、橋梁やトンネルなどの老朽化への対応に今後、維持管理・更新費用の急激な増大が見込まれることや厳しい財政状況の中での公共事業予算の縮減などを踏まえ、利用者の安全を守りつつ効果的・効率的な維持管理を進めていく必要があります。

このような背景から、全国的な直轄国道の維持管理基準が制定されたことに伴い、近畿地方整備局管内においても計画的な予防保全による構造物の長寿命化や道路の良好な維持管理を図っていくため、この「道路維持管理基準」を定めたものです。

1. 道路維持管理の目的 道路の維持管理は、道路利用者の安全で快適な移動の確保や道路環境の保全を目的に、道路を常時良好な状況に保つために行います。

近畿地方整備局が管理する一般国道の維持管理にあたっては、サービス目標を踏まえた維持管理を進めることとし、維持管理基準の改善のため、作業量及び評価指標に関するデータの取得に努めます。

2. 適用範囲 本基準は、近畿地方整備局が管理する一般国道の維持管理に適用します。自動車専用道路や交通量の多い道路やその他特別な事情がある一般道路の区間については、本基準にかかわらず、適切な頻度を設定します。

3. 道路巡回 道路巡回は、道路を保全するために、道路の異状や損傷等の危険要因を早期に発見・対処し、工事状況や不法使用の把握・指導を目的に、原則として以下の頻度で行い、パトロールカー等により目視確認、または、目視と同等の確認が行うことができる情報が得られると判断した支援技術により確認を行います。

平均交通量 50,000台/日以上	: 1日に1回
〃 5,000台/日以上50,000台/日未満	: 2日に1回
〃 5,000台/日未満	: 3日に1回

通常パトロールとは別に、路面等の状況をより正確に把握するため、年に1回の頻度で徒歩パトロールを行います。

台風、地震等の発生時には、道路施設の現況、通行可否の把握のため異常時パトロールを適宜行います。

また、道路緊急ダイヤル（＃９９１０）や日本自動車連盟（ＪＡＦ）関西支部等との連携による情報収集等、道路利用者等からの道路の異状等に関する情報の活用にも努めるものとする。

支援技術を用いる際には、その機器等の特性や結果の利用方法を踏まえて適切に選定します。

また、直轄高速路線の通常巡回は、高速道路株式会社が管理する高速自動車国道や自動車専用道路に接続しない区間を除き、原則として１日に１回以上の頻度で実施するものとしております。



道路巡回



道路巡回（落下物の処理）

4. 清掃

- （１）路面清掃は、道路に溜まった土砂やゴミによるスリップ事故等の防止や排水桝の目詰まりによる道路冠水の防止など、安全・安心に道路が利用できるように、沿道の美観確保のために行います。
- （２）清掃回数は、以下を目安としつつ、塵埃量の実績に応じた適切な頻度を設定します。なお、清掃作業は路面清掃車による機械清掃を基本とします。

三大都市　：年間１２回　（※三大都市→東京 23 区内、大阪市内、名古屋市内のことです。）

ＤＩＤ地区　：年間　６回　（※ＤＩＤ地区→人口集中地区のことです。人口密度が 4,000 人／km²

その他区域　：年間　１回　以上の基本単位が互いに隣接して人口 5,000 人以上となる地区です。）

（３）排水構造物清掃

道路横断管等を対象に、土砂の堆積等による通水障害を防止するために年１回を目安として清掃を行います。



路面清掃



排水構造物清掃

5. 除草

- (1) 除草は、自動車からの歩行者の識別や視認性の確保などの安全対策のために行います。
- (2) 以下の繁茂状況を目安として除草を行います。
 - ・ 建築限界内の通行の安全確保ができない場合
 - ・ 運転者から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保できない場合
- (3) なお、特別な事情がある場合には、上記の基準によらず、適切な頻度を設定します。

6. 剪定

- (1) 剪定は、街路樹の繁茂によって道路標識が見えなくなったり、車両の出入りの際、見通しが悪くなったりすることを防止し、安全な通行の確保、沿道環境の向上などのために行います。
- (2) 剪定回数は、高木、中低木は3年に1回、寄植は1年に1回を目安として行います。



剪定前



剪定後

7. 設備点検・補修及び更新

- (1) 自動車の運転者に道路情報を提供する道路情報板やトンネルの非常警報設備、降雨時の通行の確保のための道路排水ポンプなどの道路の附属施設は、安全・安心な車両の通行をサポートするため重要な施設です。そのため、故障防止や良好な操作性の確保のために、点検を行います。

なお、電気通信施設及び道路管理施設（機械施設）の点検は、「電気通信施設点検基準（案）」（令和7年3月）及び「道路管理施設等点検整備標準要領（案）」（令和7

年 3 月総合政策局 公共事業企画調整課 施工安全企画室)、「道路関係設備 (機械設備) 点検・整備・更新マニュアル (案)」(平成 28 年 3 月総合政策局、公共事業企画調整課 施工安全企画室、道路局 国道・防災課 道路保全企画室)に基づき実施します。

(2) 点検結果に基づいて、補修を実施します。

(3) 点検の結果、施設が古くなり、補修を行っても機能回復が図れないものや修理部品を調達できないものは順次、施設の更新を行います。



トンネル施設点検状況



道路情報板の点検

凍結防止材の散布作業



消雪融雪施設

除雪作業

8. 構造物点検

定期的に実施する構造物点検 (緊急時等を実施する点検を除く) については、以下に定めるとおり実施します。

(1) 橋梁

「橋梁定期点検要領 (令和 6 年 7 月 国土交通省道路局国道・技術課)」

(2) 道路トンネル

道路トンネル定期点検要領 (令和 6 年 9 月 国土交通省道路局国道・技術課)

(3) シェッド、大型カルバート等

シェッド、大型カルバート等定期点検要領 (技術的助言の解説・運用標準) (令和 6 年 3 月 国土交通省道路局)

(4) 横断歩道橋

「歩道橋定期点検要領 (令和 6 年 9 月 国土交通省道路局国道・技術課)」

(5) 附属物 (標識、照明施設等)

「附属物（標識，照明施設等）点検要領（令和 6 年 9 月 国土交通省道路局国道・技術課）

（6）舗装点検

「舗装点検要領」（平成 29 年 3 月 国道・防災課）

（7）シェッド、大型カルバート等を除く道路土工構造物の点検

「道路土工構造物点検要領」（令和 5 年 3 月 国道・技術課）

（8）防災点検は、過去の防災総点検等で要対策箇所および防災カルテ箇所に位置づけられた箇所について、道路巡回による目視点検に加え、原則として、年に 1 回の頻度で実施します。

9. 橋梁補修

- （1） 橋梁の補修は、定期点検結果を用いて、損傷や腐食などの自然環境による損傷、過積載など外的要因による損傷を補修し、安全で円滑な交通の確保や沿道や第三者への被害防止、橋梁の延命化を図るために行います。
- （2） 橋梁補修の実施に当たっては、橋梁点検等によって確認された橋の健全性をもとに、構造上このまま放置した場合、交通及び第三者の安全性への影響が大きいものから優先的に行うものとし、橋梁の長寿命化修繕計画に基づき計画的に実施します。
なお、災害等により、重大な損傷が発生した場合には、緊急的に補修等の対策を行います。

※「橋梁点検」 →管理している橋梁（橋の長さ 2 m 以上）を対象に、橋の損傷状況を確認するため、点検頻度を定め定期的に行う点検

※「長寿命化修繕計画」 →長さ 2 m 以上の橋梁を対象に、橋の健全性、交通状況、周辺環境を考慮し、また予算状況を踏まえ橋梁点検、補修、架替え等を効果的、効率的に実施するために優先順位を定めた計画（毎年更新）



補修前

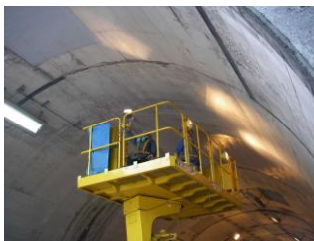


補修後

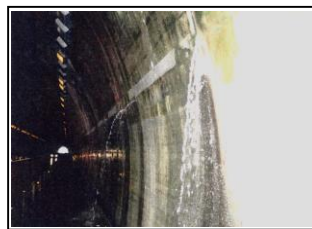
10. トンネル補修

- (1) トンネル補修は、定期点検結果を用いて、安全で円滑な交通の確保を図るために、点検によって発見された変状や損傷のうち、利用者被害の恐れがある場合や重大な損傷につながる場合などに行います。
- (2) トンネル補修の実施に当たっては、トンネル定期点検等によって確認されたトンネルの健全性をもとに、変状が著しく交通の安全性に影響のあるものから優先的に行うものとし、トンネルの長寿命化修繕計画に基づき計画的に実施します。
なお、災害等により、重大な損傷が発生した場合は、緊急的に補修等の対策を行います。

※「トンネル定期点検」→管理しているすべてのトンネルを対象に、トンネルの健全性を確認するために点検頻度を定め定期的に行う点検



点検状況



コンクリートのひび割れ



コンクリートの剥離

11. 舗装補修等

- (1) 舗装の補修は、定期点検結果に基づいて、補修等の時期を明示した補修計画を策定し、計画的に補修等の対策を実施します。なお、アスファルト舗装における修繕実施の判断となる管理基準はひび割れ率40%又はわだち掘れ量40mm以上を目安としております。
- (2) 緊急的な対応が必要な状況である等、特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、必要な対策を実施します。



穴ぼこ補修前



穴ぼこ補修後

1 2. 耐震補強

災害時の救急救命活動や復旧支援活動を支えるため、緊急輸送道路上の橋梁について、耐震補強（大規模な地震時でも軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能となる対策）を推進します。



橋脚補強前



橋脚補強後

1 3. 防災対策

- （１）防災対策は、道路の盛土や切土法面が崩落することで、道路利用者被害をはじめ、沿道などの第三者被害の発生を未然に防止するために行います。そのため、法面の状況を定期的に観察するなど、災害要因の早期発見にも努めてまいります。
- （２）防災対策の実施にあたっては、過去の防災点検結果および現地点検により、対策が必要と判断された法面などについて、降雨・降雪等による異常気象時通行規制区間の有無や、災害発生の危険性等を勘案して、計画を策定したうえで実施します。
なお、台風等の災害により、被災した場合は、復旧作業を速やかに行います。



着工前



完成

1 4. 道路の凍雪害対策

大雪時もしくは大雪が予想される場合には、「大雪時の道路交通確保対策 中間とりまとめ（令和３年３月）」を最大限尊重のうえ、「人命を最優先に、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に回避する」ことを基本的な考え方として、関係機関とも連携し必要な措置に努めます。

（１）凍結対策

- １）道路の凍結防止対策は、雪道における通行の確保、路面凍結によるスリップ事故の防止などを目的に行います。

2) 路面の凍結が予想される場合や路面の凍結が発生した場合は、凍結防止剤（塩化ナトリウムなど）を散布し路面凍結を防止します。散布量は $20\text{g}/\text{m}^2$ 程度を目安とし、散布にあたっては、道路の縦断勾配が急な区間や幅員が狭小な区間など、凍結が発生すると交通に影響を及ぼす区間や、信号交差点などの事故防止のために有効な区間、他に比べ路面の凍結が発生しやすい橋梁やトンネル等の出入り口などを重点に行います。

（2）積雪対策

除雪は、安全で円滑な冬期道路交通の確保が図られるよう、降雪量や道路の存する地域の地形の状況等に応じた適切な措置を講じるものとします。

そして、必要に応じ、警察等の関係機関との連携や必要な協議を行い、

①チェーン規制

②早い段階での通行止めを行った上での集中的な除雪等の措置に努めます。

（3）防雪対策

施設が古くなり機能低下が認められる消雪パイプなどの消雪融雪施設は機能回復や機能アップのため更新します。



凍結防止材の散布作業



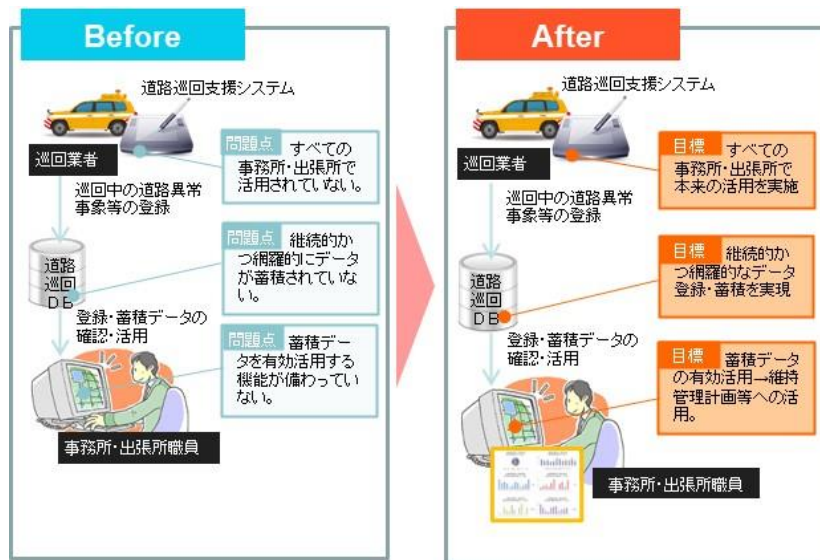
除雪作業

15. ICT・AI等の新技術の活用

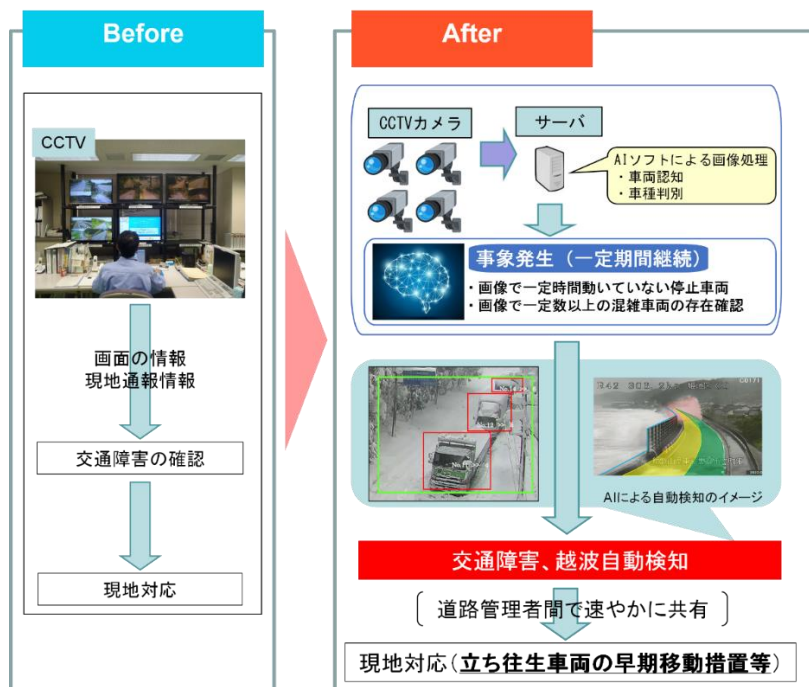
直轄国道の維持管理にあたっては、近畿地方整備局インフラ DX 推進本部等での検討結果も踏まえ、引き続き、ICT・AI等の新技術の活用に向けた取り組みを進めることで、更なる維持管理の効率化・高度化を目指します。

<近畿地方整備局の取り組み事例>

道路巡回支援



AI 事象検知



近畿地方整備局インフラ DX

<https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/infraDX/index.html>

16. 維持管理計画の取り扱い

維持管理計画は、前年度の実績を評価・分析し、適切に見直しを行います。

令和7年度 直轄国道維持管理計画（事務所）〈令和7年5月1日現在〉は次ページより

令和7年度 直轄国道維持管理計画（滋賀国道事務所）

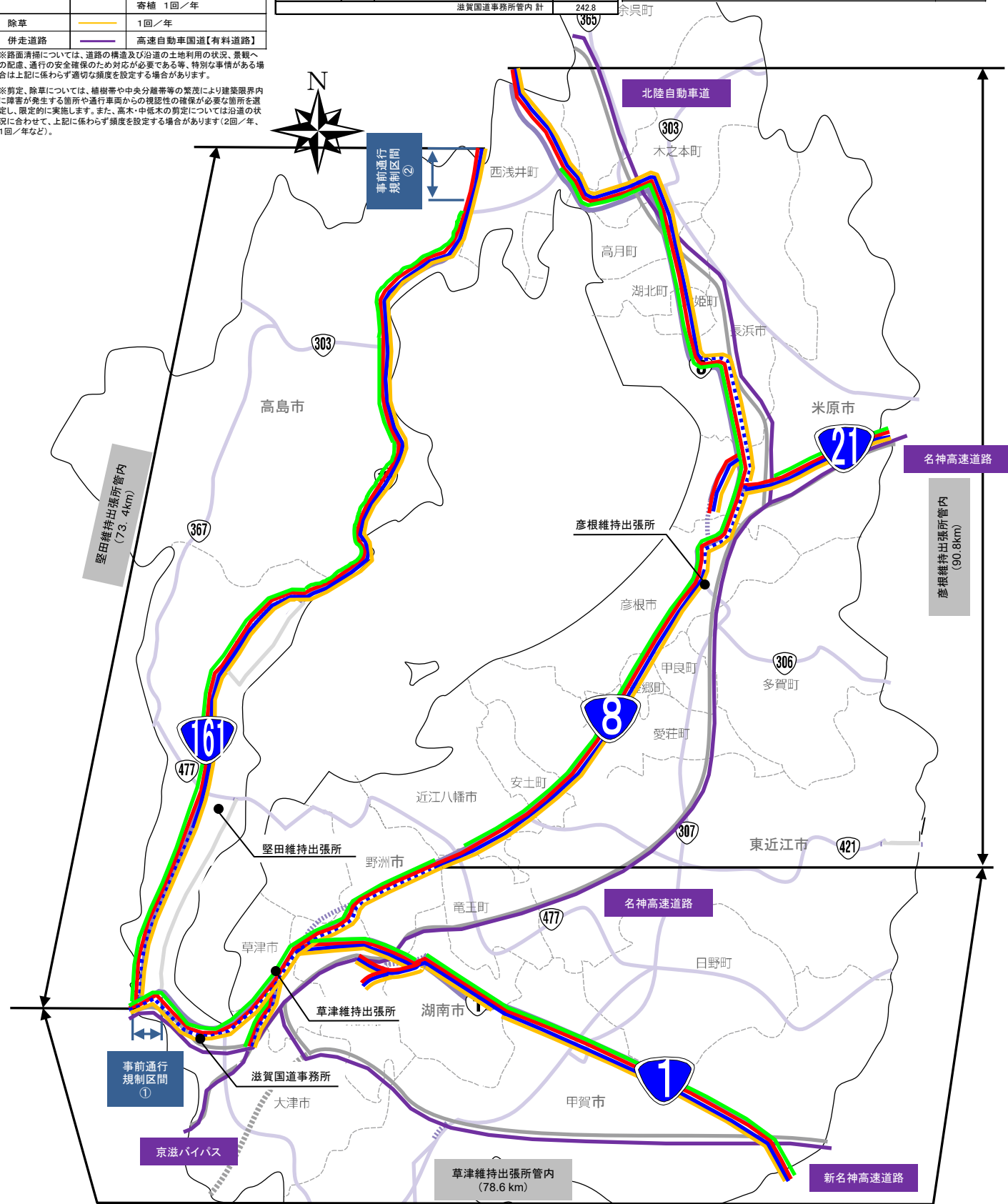
凡 例	
巡回	1回／2日
路面清掃	6回／年（DID内）
	1回／年（その他区域）
剪定	高木、中低木 1回／3年
	寄植 1回／年
除草	1回／年
併走道路	高速自動車国道【有料道路】

※路面清掃については、道路の構造及び沿道の土地利用の状況、景観への配慮、通行の安全確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合は上記に係わらず適切な頻度を設定する場合があります。

※剪定、除草については、植樹帯や中央分離帯等の繁茂により建築境界内に障害が発生する箇所や通行車両からの視認性の確保が必要な箇所を選定し、限定的に実施します。また、高木・中低木の剪定については沿道の状況に合わせて、上記に係わらず頻度を設定する場合があります（2回／年、1回／年など）。

■管理延長			
出張所	路線名	区間	管理延長(km)
草津維持出張所	1	亀山市関町坂下 ～ 大津市横木	68.1
	8	竜王町鏡 ～ 大津市横木	10.5
彦根維持出張所	8	長浜市西浅井町寄掛 ～ 竜王町鏡	78.5
	21	米原市長久寺 ～ 米原市米原	12.3
堅田維持出張所	161	高島市マキノ町野口 ～ 大津市横木	73.4
滋賀国道事務所管内 計			242.8

■異常気象時における事前通行規制区間			
路線名	区間	規制雨量 (連続雨量)	延長(km)
①	1 大津市音羽台 ～ 大津市追分町	200mm	2.4
②	161 高島市マキノ町野口	210mm	3.6
滋賀国道事務所管内 計			6.0



令和7年度 直轄国道維持管理計画（福知山河川国道事務所）

凡 例		
巡回		1回／2日
路面清掃		6回／年（DID内）
		1回／年（その他区域）
剪定		高木、中低木 1回／3年
		寄植 1回／年
除草		1回／年

※路面清掃については、道路の構造及び沿道の土地利用の状況、景観への配慮、通行の安全確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合は上記に係わらず適切な頻度を設定する場合があります。

※剪定、除草については、植樹帯や中央分離帯等の繁茂により建築限界内に障害が発生する箇所や通行車両からの視認性の確保が必要な箇所を選定し、限定的に実施します。また、高木・中低木の剪定については沿道の状況に合わせて、上記に係わらず頻度を設定する場合があります（2回／年、1回／年など）。

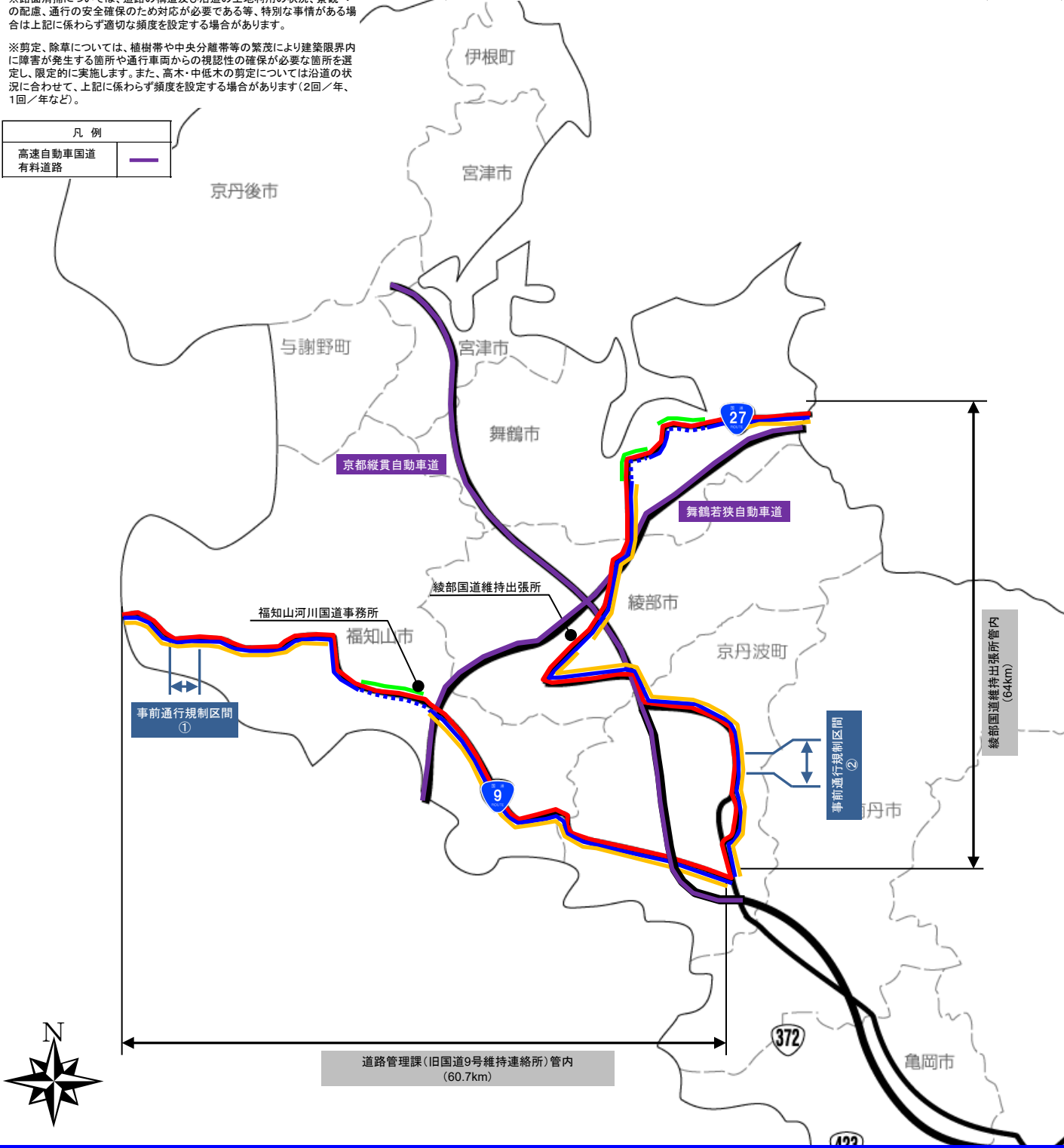
凡 例	
高速自動車国道 有料道路	

■管理延長

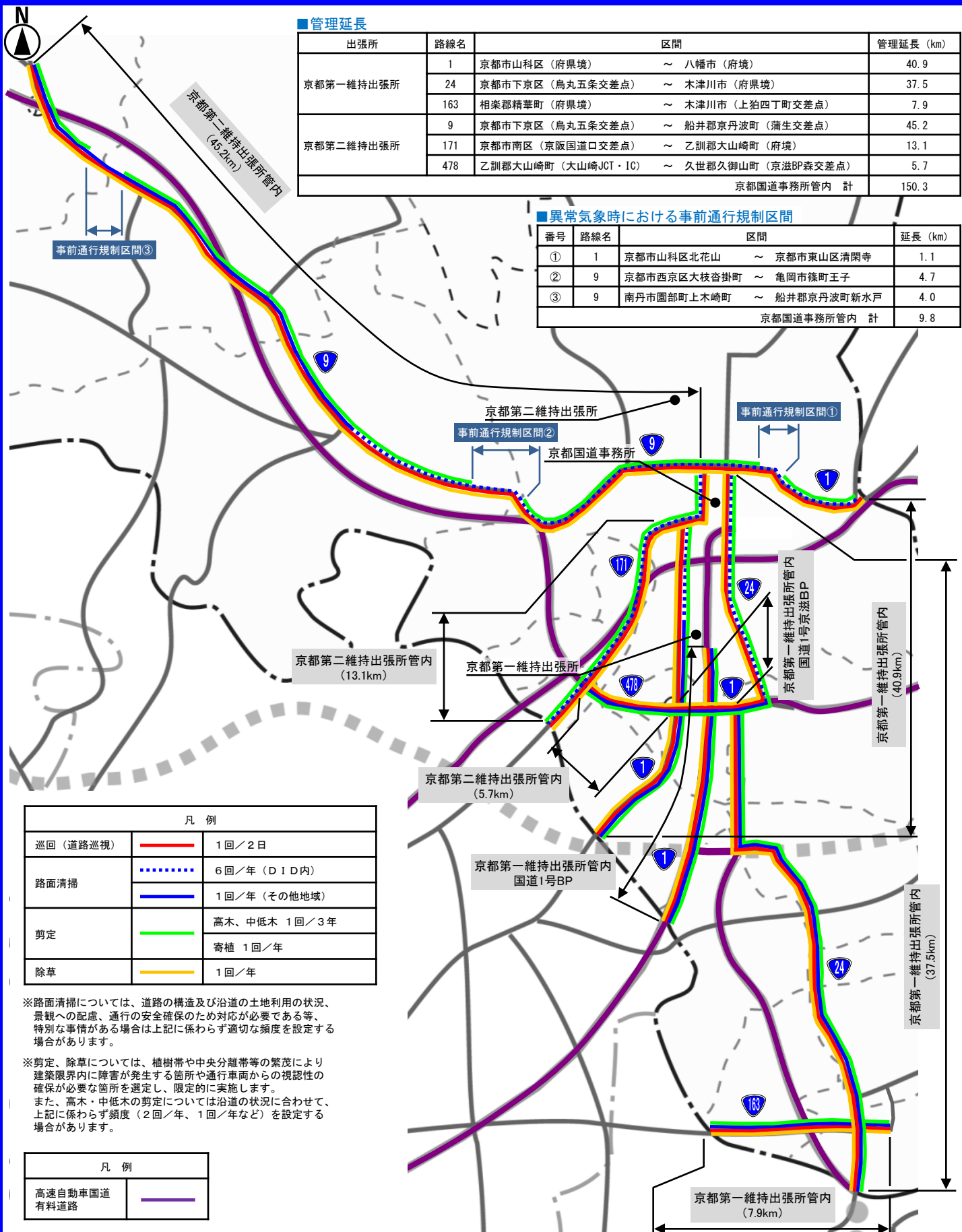
出張所	路線名	区間	管理延長(km)
道路管理課(旧国道9号維持連絡所)	9	京丹波町蒲生～福知山市夜久野町小倉	60.7
綾部国道維持出張所	27	福井県高浜町六路谷～京丹波町蒲生	64.0
福知山河川国道事務所管内 計			124.7

■異常気象時における事前通行規制区間

番号	路線名	起点	終点	規制雨量 (連続雨量)	延長(km)
①	9号	福知山市夜久野町額田(100.4kp)	福知山市夜久野町日置(101.6kp)	200mm	1.2
②	27号	京丹波町升谷(128.8kp)	京丹波町中山(129.6kp)	150mm	0.8
福知山河川国道事務所管内 計					2.0



令和7年度 直轄国道維持管理計画（京都国道事務所）



令和7年度 直轄国道維持管理計画（大阪国道事務所）

凡 例		
巡回		1回／2日
		1回以上／日
路面清掃		12回／年（三大都市）
		6回／年（DID内）
		3回／年（DID内）
		2回／年（DID内）
		高木、中低木 1回／3年
剪定		寄植 1回／年
		1回／年
除草		1回／年

※路面清掃については、道路の構造及び沿道の土地利用の状況、景観への配慮、通行の安全確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合は上記係わらず適切な頻度を設定する場合があります。

※剪定、除草については、植樹帯や中央分離帯等の繁茂により建築限界内に障害が発生する箇所や通行車両からの視認性の確保が必要な箇所を選定し、限定的に実施します。また、高木・中低木の剪定については沿道の状況に合わせて、上記に係わらず頻度を設定する場合があります（2回／年、1回／年など）。

※西大阪維持管内（16.3km）については、交通量が50,000台/日超過のため1回/1日の巡回を実施

※南大阪維持管内（53.6km）については、交通量が50,000台/日超過のため1回/1日の巡回を実施

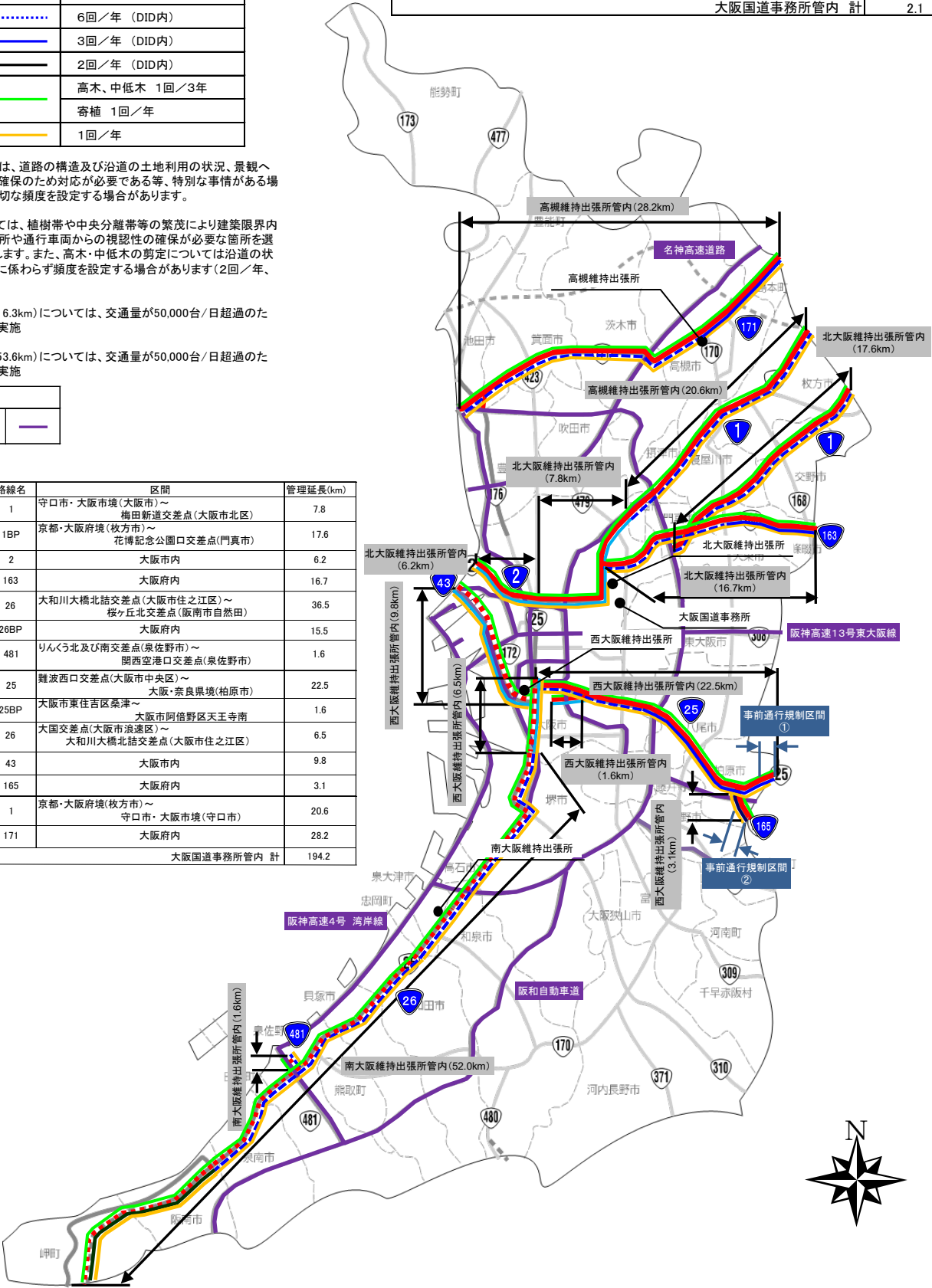
凡 例	
高速自動車国道 有料道路	

■管理延長

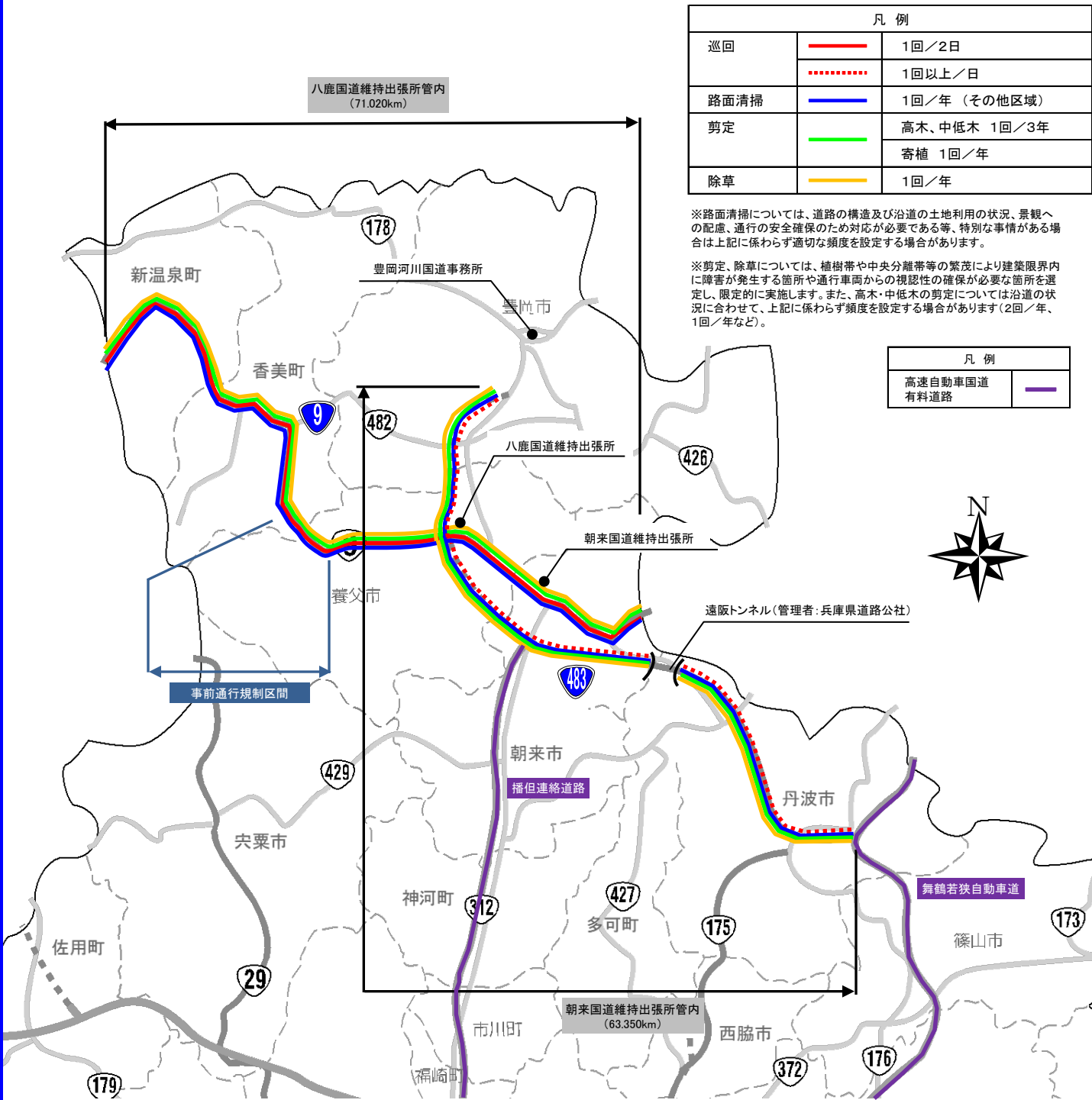
路線名	区間	管理延長(km)
北大阪維持出張所	1 守口市・大阪市境(大阪市)～梅田新道交差点(大阪市北区)	7.8
	1BP 京都・大阪府境(枚方市)～花博記念公園交差点(門真市)	17.6
	2 大阪市内	6.2
	163 大阪府内	16.7
南大阪維持出張所	26 大和川大橋北詰交差点(大阪市住之江区)～桜ヶ丘北交差点(阪南市自然田)	36.5
	26BP 大阪府内	15.5
	481 りんくう北及び南交差点(泉佐野市)～関西空港交差点(泉佐野市)	1.6
西大阪維持出張所	25 難波西口交差点(大阪市中央区)～大阪・奈良県境(柏原市)	22.5
	25BP 大阪市東住吉区桑津～大阪市阿倍野区天王寺南	1.6
	26 大田交差点(大阪市浪速区)～大和川大橋北詰交差点(大阪市住之江区)	6.5
	43 大阪市内	9.8
	165 大阪府内	3.1
高槻維持出張所	1 京都・大阪府境(枚方市)～守口市・大阪市境(守口市)	20.6
	171 大阪府内	28.2
大阪国道事務所管内 計		194.2

■異常気象時における事前通行規制区間

路線名	区間	規制連続雨量	延長(km)
① 25	柏原市国分東東条町(亀ノ瀬)	200mm	1.4
② 165	柏原市田辺2丁目 ～ 柏原市旭ヶ丘4丁目	200mm	0.7
大阪国道事務所管内 計			2.1



令和7年度 直轄国道維持管理計画(豊岡河川国道事務所)



■管理延長

	路線名	区間	管理延長(km)
八鹿国道維持出張所	9	朝来市山東町金浦 ~ 鳥取県岩美郡岩美町蒲生	71.020
朝来国道維持出張所	483	豊岡市戸牧 ~ 丹波市春日町七日市	63.350
		豊岡河川国道事務所管内 計	134.370

■異常気象時における事前通行規制区間

路線名	区間	規制連続雨量	延長(km)
9	養父市関宮 ~ 美方郡香美町村岡区福岡	200mm	5.7
	豊岡河川国道事務所管内 計		5.7

令和7年度 直轄国道維持管理計画（姫路河川国道事務所）

凡 例		
巡回		1回／2日
		1回以上／日
路面清掃		6回／年（DID内）
		1回／年（その他区域）
剪定		高木、中低木 1回／3年
		寄植 1回／年
除草		1回／年

※路面清掃については、道路の構造及び沿道の土地利用の状況、景観への配慮、通行の安全確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合は上記に係わらず適切な頻度を設定する場合があります。

※剪定、除草については、植樹帯や中央分離帯等の繁茂により建築限界内に障害が発生する箇所や通行車両からの視認性の確保が必要な箇所を選定し、限定的に実施します。また、高木・中低木の剪定については沿道の状況に合わせて、上記に係わらず頻度を設定する場合があります（2回／年、1回／年など）。

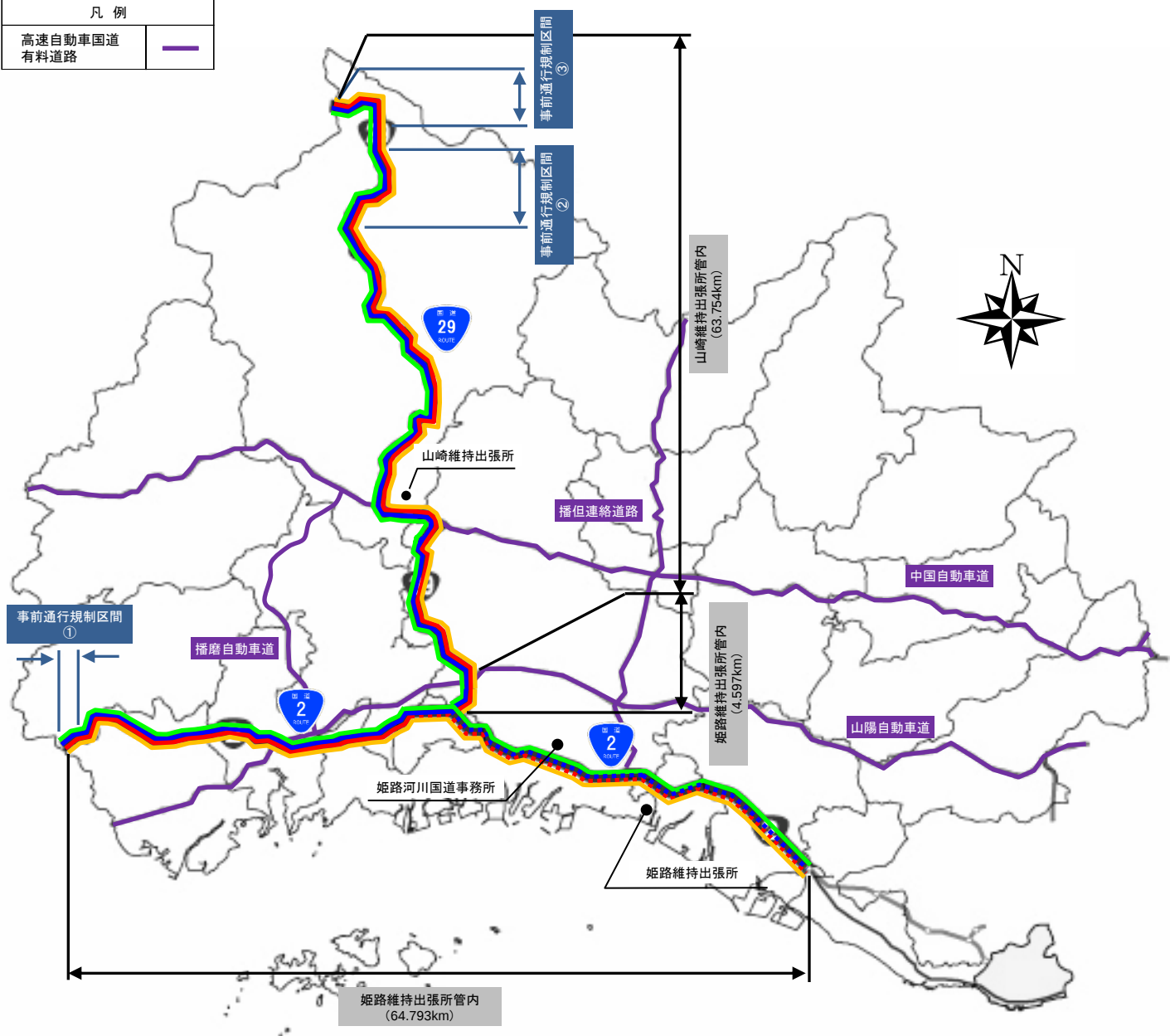
凡 例	
高速自動車国道 有料道路	

■管理延長

	路線名	区間	管理延長(km)
姫路維持出張所	2	明石市魚住町清水 ～ 赤穂市上郡町梨ヶ原	64.8
	29(バイパス)	姫路市太市中 ～ 姫路市林田町下伊勢	4.6
山崎維持出張所	29	姫路市林田町下伊勢 ～ 宍粟市波賀町戸倉	63.8
姫路河川国道事務所内 計			133.2

■異常気象時における事前通行規制区間

	路線名	区間	規制連続雨量	延長(km)
①	2	赤穂市上郡町梨ヶ原	250mm	1.0
②	29	宍粟市波賀町原 ～ 宍粟市波賀町戸倉	160mm	10.9
③	29	宍粟市波賀町戸倉 ～ 宍粟市波賀町戸倉峠	200mm	3.2
姫路河川国道事務所内 計				15.1



令和7年度 直轄国道維持管理計画（兵庫国道事務所）

管理延長

神戸維持出張所	2	大阪市淀川区佃	～ 神戸市・明石市境	44.7
	2(浜手BP)	神戸市中央区浜辺通	～ 神戸市中央区東川崎町	2.8
西宮維持出張所	43	尼崎市東本町	～ 神戸市灘区岩屋南町	20.2
	171	池田市豊島南町	～ 西宮市和上町	11.6
	176	西宮市山口町下山口	～ 宝塚市栄町	12.3
	176(重複区間)	西宮市塩瀬町名塩		1.7
洲本維持出張所	28	淡路市岩屋	～ 南あわじ市福良	54.2
	2	神戸市・明石市境	～ 神戸市西区玉津町小山	7.8
明石維持出張所	2(神戸西BP)	神戸市垂水区小東山	～ 神戸市西区伊川谷町別府	4.4
		神戸市西区植谷町菅野		1.1
	28	明石市大蔵人幡町	～ 明石市中崎	2.4
	175	神戸市西区玉津町小山	～ 丹波市水上町横田	59.1
	175(神出BP)	神戸市西区神出町宝勢	～ 神戸市西区神出町小東野	4.1
	175(西脇北BP)	西脇市寺内	～ 西脇市黒田庄町大門	2.1
兵庫国道事務所管内 計				228.5

異常気象時における事前通行規制区間

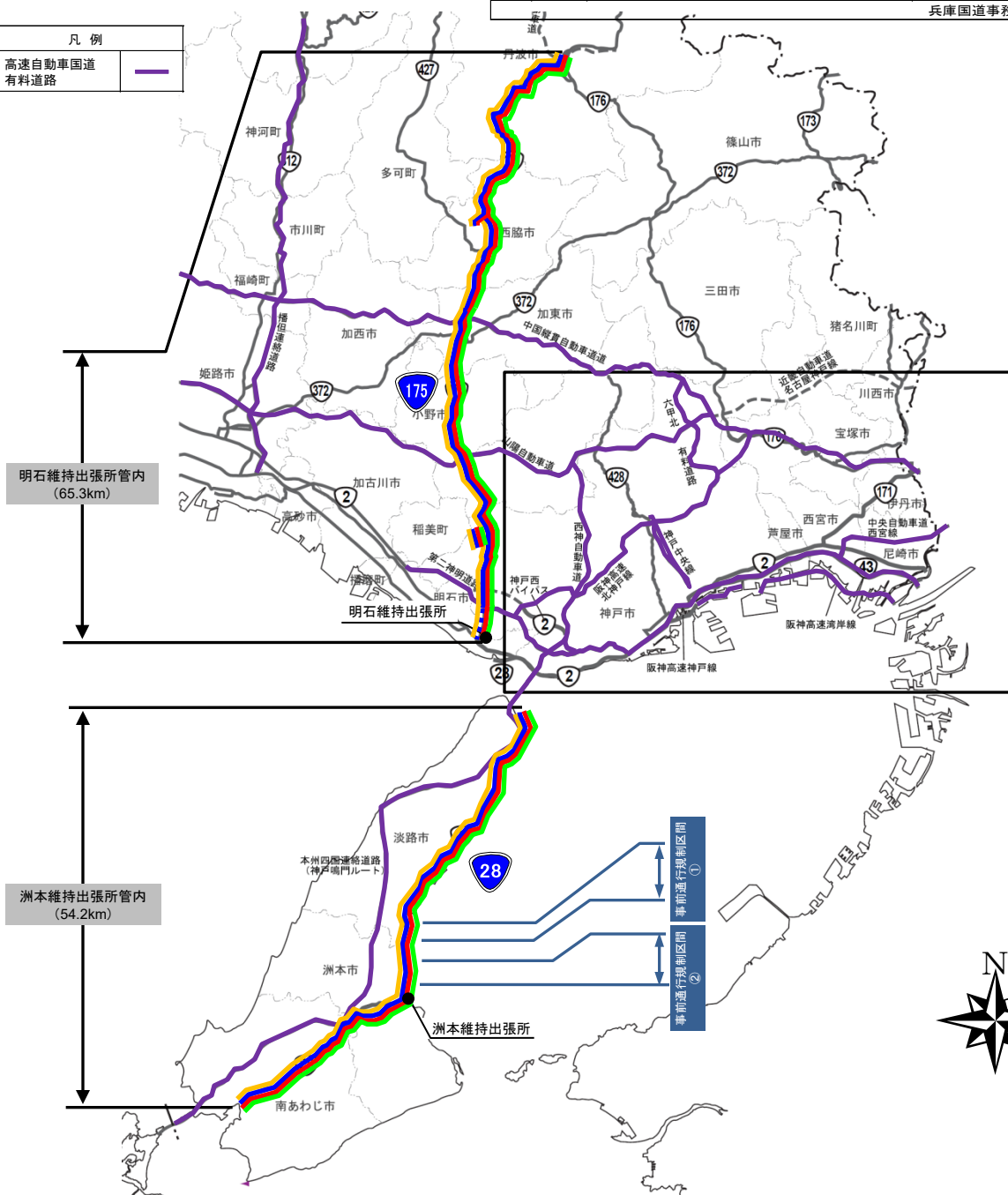
	路線名	区 間	規制連続雨量	延長(km)
①	28	淡路市塩尾 ～ 洲本市安乎町平安浦	160mm	1.8
②	28	洲本市中川原町厚浜 ～ 洲本市炬口	160mm	2.9
③	176	西宮市塩瀬町生瀬 ～ 西宮市塩瀬町生瀬	190mm または 160mmかつ40mm/h	0.5
兵庫国道事務所管内 計				5.2

凡 例		
巡回	—	1回/2日
路面清掃		6回/年 (DID内)
	—	1回/年 (その他区域)
剪定	—	高木、中低木 1回/3年
	—	寄植 1回/年
除草	—	1回/年

※路面清掃については、道路の構造及び沿道の土地利用の状況、景観への配慮、通行の安全確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合は上記に係わらず適切な頻度を設定する場合があります。

※剪定、除草については、植樹帯や中央分離帯等の繁茂により建築限界内に障害が発生する箇所や通行車両からの視認性の確保が必要な箇所を選定し、限定的に実施します。また、高木・中低木の剪定については沿道の状況に合わせて、上記に係わらず頻度を設定する場合があります(2回/年、1回/年など)。

凡 例	
高速自動車国道 有料道路	—



当該箇所については
次頁へ



令和7年度 直轄国道維持管理計画（兵庫国道事務所）

凡 例		
巡回		1回／2日
路面清掃		6回／年（DID内）
		1回／年（その他区域）
剪定		高木、中低木 1回／3年
		寄植 1回／年
除草		1回／年

※路面清掃については、道路の構造及び沿道の土地利用の状況、景観への配慮、通行の安全確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合は上記に係わらず適切な頻度を設定する場合があります。

※剪定、除草については、植樹帯や中央分離帯等の繁茂により建築限界内に障害が発生する箇所や通行車両からの視認性の確保が必要な箇所を選定し、限定的に実施します。また、高木・中低木の剪定については沿道の状況に合わせて、上記に係わらず頻度を設定する場合があります（2回／年、1回／年など）。

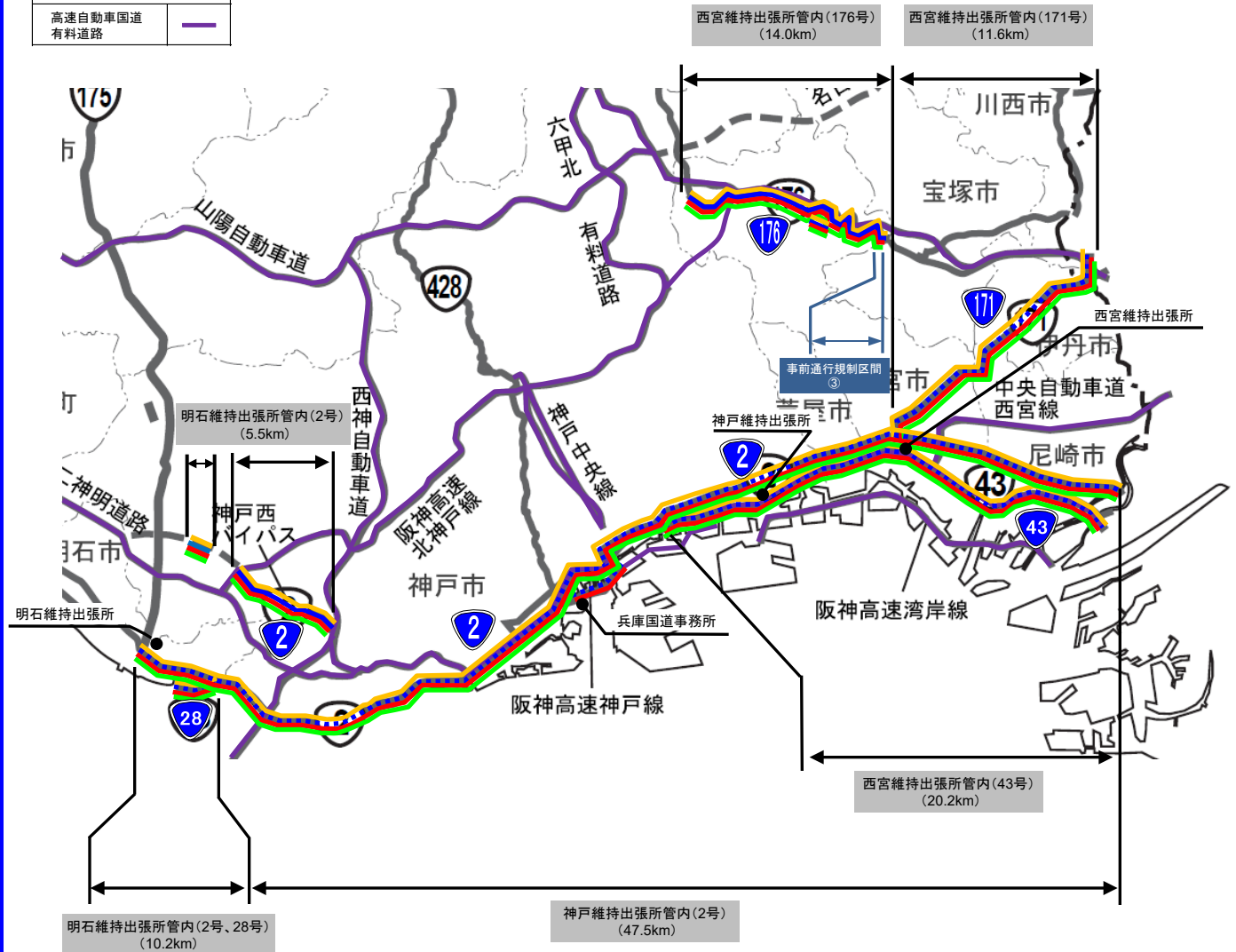
凡 例	
高速自動車国道	
有料道路	

■管理延長

神戸維持出張所	2	大阪市西淀川区佃	～ 神戸市・明石市境	44.7
	2（浜手BP）	神戸市中央区浜辺通	～ 神戸市中央区東川崎町	2.8
西宮維持出張所	43	尼崎市東本町	～ 神戸市灘区岩屋南町	20.2
	171	池田市豊島南町	～ 西宮市和上町	11.6
	176	西宮市山口町下山口	～ 宝塚市栄町	12.3
洲本維持出張所	176（重複区間）	西宮市塩瀬町名塩	～ 淡路市岩屋	1.7
	28	淡路市岩屋	～ 南あわじ市福良	54.2
	2	神戸市・明石市境	～ 神戸市西区玉津町小山	7.8
明石維持出張所	2（神戸西BP）	神戸市垂水区小東山	～ 神戸市西区伊川谷町別府	4.4
		神戸市西区槇谷町菅野	～ 西宮市寺内	1.1
	28	明石市大蔵人幡町	～ 明石市中崎	2.4
	175	神戸市西区玉津町小山	～ 丹波市水上町境田	59.1
	175（神出BP）	神戸市西区神出町宝勢	～ 神戸市西区神出町小東野	4.1
	175（西脇北BP）	西脇市寺内	～ 西脇市黒田庄町大門	2.1
		兵庫国道事務所管内 計		228.5

■異常気象時における事前通行規制区間

	路線名	区 間	規制連続雨量	延長(km)
①	28	淡路市塩尾 ～ 洲本市安乎町平安浦	160mm	1.8
②	28	洲本市中川原町厚浜 ～ 洲本市矩口	160mm	2.9
③	176	西宮市塩瀬町生瀬 ～ 西宮市塩瀬町生瀬	190mm または 160mmかつ40mm/h	0.5
		兵庫国道事務所管内 計		5.2



令和7年度 直轄国道維持管理計画（奈良国道事務所）

凡 例		
巡回	—	1回／2日（一般道）
	⋯	3回／日（自専道）
路面清掃	—	12回／年（三大都市）
	⋯	6回／年（DID内）
	—	1回／年（その他区域）
剪定	—	高木、中低木 1回／3年
	—	寄植 1回／年
除草	—	1回／年

※路面清掃については、道路の構造及び沿道の土地利用の状況、景観への配慮、通行の安全確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合は上記に係わらず適切な頻度を設定する場合があります。

※剪定、除草については、植樹帯や中央分離帯等の繁茂により建築限界内に障害が発生する箇所や通行車両からの視認性の確保が必要な箇所を選定し、限定的に実施します。また、高木・中低木の剪定については沿道の状況に合わせて、上記に係わらず頻度を設定する場合があります（2回／年、1回／年など）。

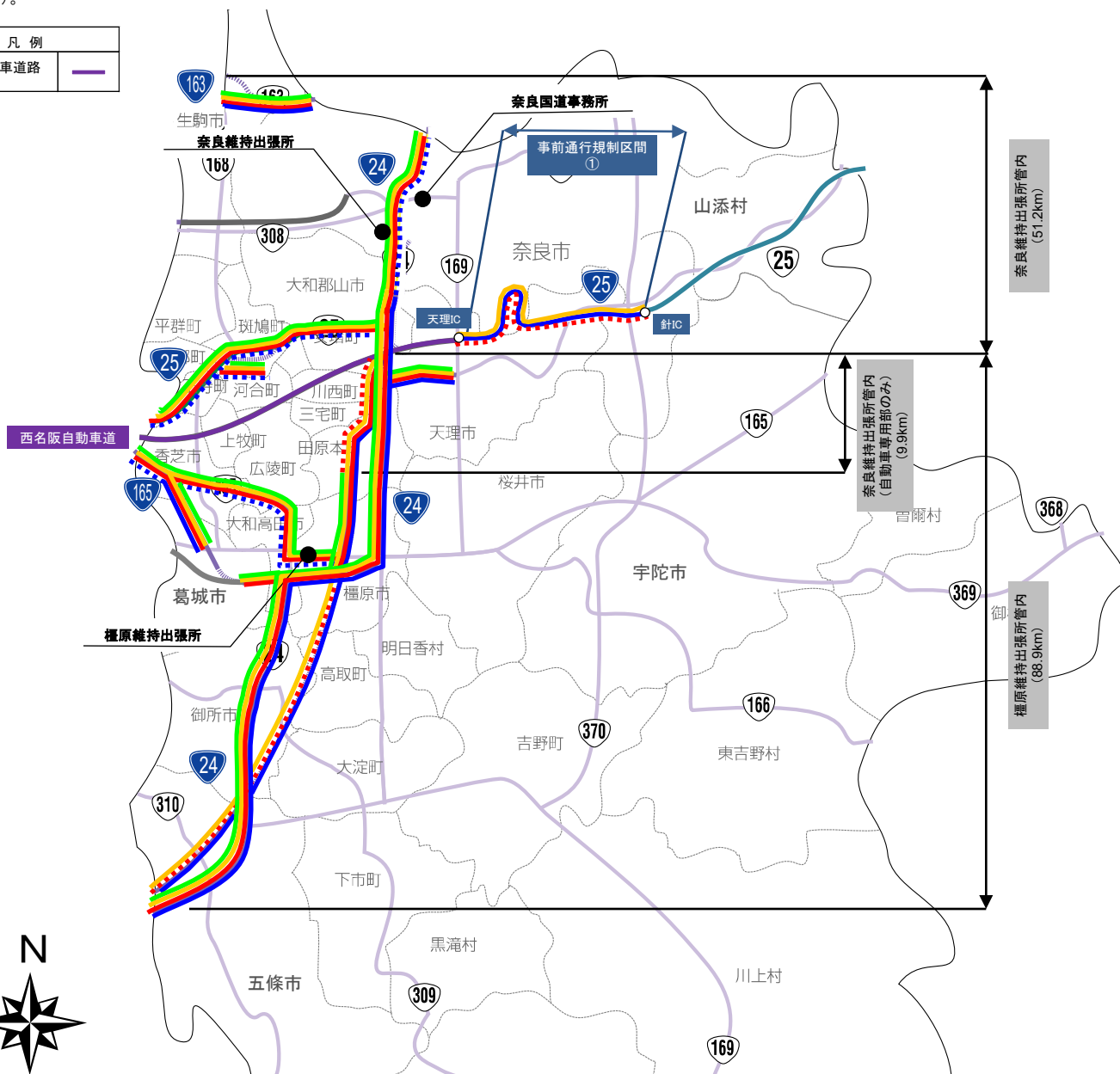
■管理延長

	路線名	区間	管理延長(km)
奈良維持出張所	24	奈良市歌姫町 ～ 大和郡山市横田町	22.8
	25	奈良市針町 ～ 北葛城郡王寺町	32.6
	163	生駒市北田原町 ～ 生駒市鹿畑町	5.7
橿原維持出張所	24	天理市南六条町 ～ 五條市上野町	65.2
	25	天理市川原町 ～ 天理市嘉幡町	3.5
	165	香芝市田尻 ～ 橿原市曾我町	20.2
奈良国道事務所管内 計			150

■異常気象時における事前通行規制区間

	路線名	区間	規制連続雨量	延長(km)
①	25	奈良市針 ～ 天理市石上	160mm	15.1
奈良国道事務所管内 計				15.1

凡 例	
高速自動車道路	—
有料道路	—



令和7年度 直轄国道維持管理計画（和歌山河川国道事務所）

凡 例		
巡回		1回／2日
		3回／日
路面清掃		6回／年（DID内）
		1回／年（その他区域）
剪定		高木、中低木 1回／3年
		寄植 1回／年
除草		1回／年

※路面清掃については、道路の構造及び沿道の土地利用の状況、景観への配慮、通行の安全確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合は上記に係わらず適切な頻度を設定する場合があります。

※剪定、除草については、植樹帯や中央分離帯等の繁茂により建築限界内に障害が発生する箇所や通行車両からの視認性の確保が必要な箇所を選定し、限定的に実施します。また、高木・中低木の剪定については沿道の状況に合わせて、上記に係わらず頻度を設定する場合があります（2回／年、1回／年など）。

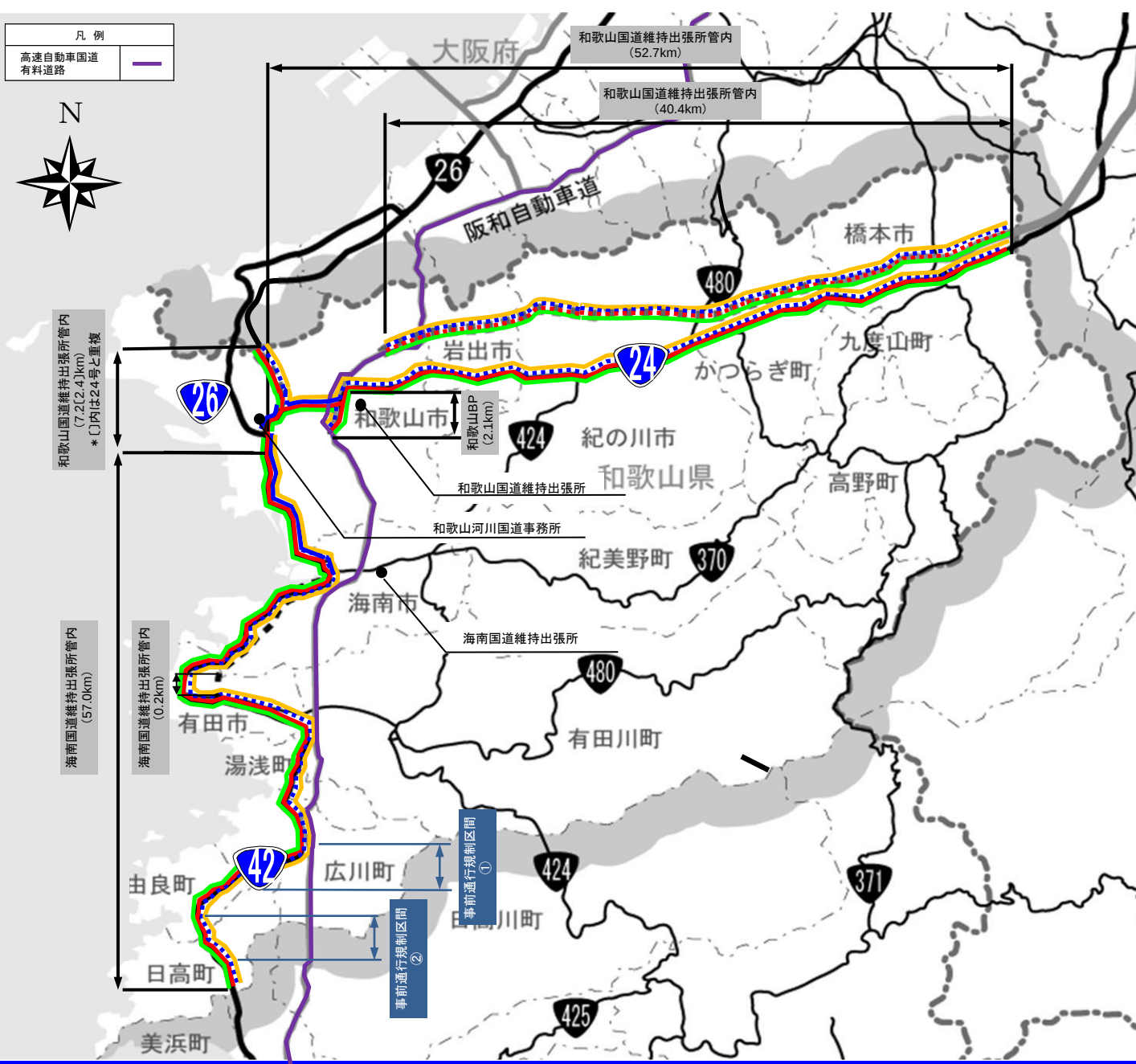
■管理延長

出張所名	路線名	区間	管理延長(km)
和歌山国道維持出張所	24	橋本市隅田町真土 ～ 和歌山市小松原通	50.6
	24(和歌山BP)	和歌山市出島字小松原 ～ 和歌山市鳴神字砂子	2.1
	24(京奈和)	橋本市隅田町真土 ～ 和歌山市弘西	40.4
	26	泉南郡岬町孝子 ～ 和歌山市小松原通	7.2
	26(24号重複)		(2.4)
海南国道維持出張所	42	日高郡日高町荊木 ～ 和歌山市小松原通	57.0
	42(有田海南)	有田市野字北地 ～ 有田市新堂字天神	0.2
和歌山河川国道事務所 計			155.1

■異常気象時における事前通行規制区間

	路線名	区間	規制雨量	延長(km)
①	42	日高郡由良町畑 ～ 有田郡広川町河瀬	連続雨量240mm	6.0
②	42	日高郡日高町池田 ～ 日高郡由良町里	連続雨量240mm	3.3
和歌山河川国道事務所 計				9.3

凡 例	
高速自動車国道	
有料道路	



令和7年度 直轄国道維持管理計画（紀南河川国道事務所）

凡例		
巡回(42)		1回/2日
巡回(紀勢道)		3回/日
路面清掃		1回/年(その他地域)
剪定		高木・中低木 1回/3年 寄植 1回/年
除草		1回/年

■管理延長

	路線名	区間	管理延長(km)
新宮国道維持出張所	42	三重県南牟婁郡紀宝町～東牟婁郡串本町	59.0
串本国道維持出張所	42	東牟婁郡串本町～西牟婁郡すさみ町	42.8
田辺国道維持出張所	42	西牟婁郡白浜町～御坊市湯川町	70.0
紀勢線出張所	紀勢自動車道	田辺市稲成町～西牟婁郡すさみ町	39.4
紀南河川国道事務所管内 計			211.2

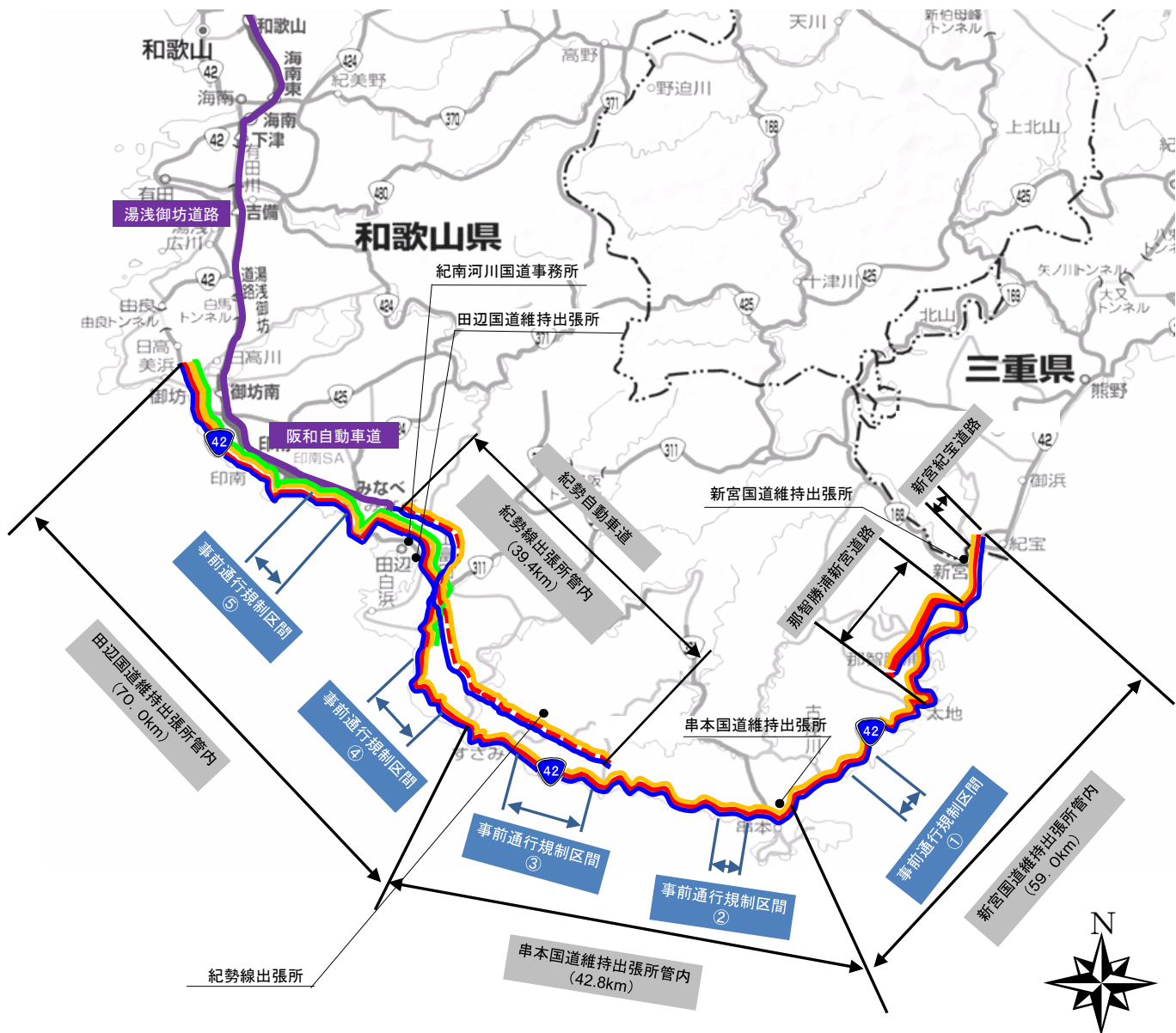
※路面清掃については、道路の構造及び沿道の土地利用の状況、景観への配慮、通行の安全確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合は上記に係らず適切な頻度を設定する場合があります。

※剪定、除草については、植樹帯や中央分離帯等の繁茂により建築限界内に障害が発生する箇所や通行車両からの視認性の確保が必要な箇所を選定し、限定的に実施します。また、高木・中低木の剪定については沿道の状況に合わせて、上記に係らず頻度を設定する場合があります(2回/年、1回/年など)。

■異常気象時における事前通行規制区間

	路線名	区間	規制雨量	延長(km)
①	42	串本町田原～串本町津荷	250mm	3.1
②	42	串本町有田～串本町田並	250mm	1.6
③	42	すさみ町見老津～すさみ町周参見	250mm	9.6
④	42	白浜町日置～白浜町富田	250mm	11.5
⑤	42	みなべ町山内～みなべ町東岩代	連続雨量 300mm 組み合わせ 250mm・40mm/h	3.1
紀南河川国道事務所管内 計				28.9

凡 例	
高速自動車国道 有料道路	



令和7年度 直轄国道維持管理計画（福井河川国道事務所）

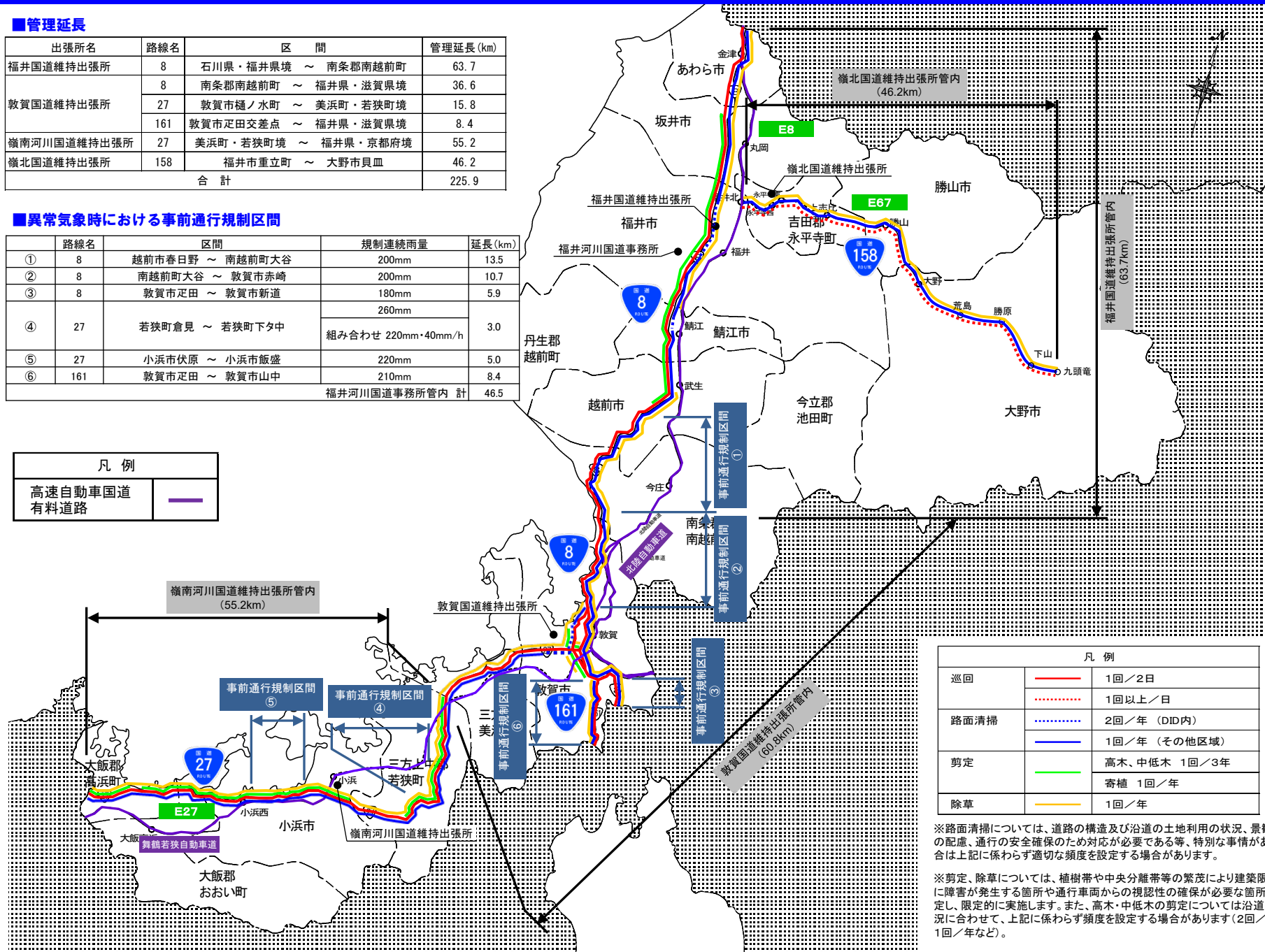
■管理延長

出張所名	路線名	区 間	管理延長 (km)
福井国道維持出張所	8	石川県・福井県境 ～ 南条郡南越前町	63.7
敦賀国道維持出張所	8	南条郡南越前町 ～ 福井県・滋賀県境	36.6
	27	敦賀市樋ノ水町 ～ 美浜町・若狭町境	15.8
	161	敦賀市疋田交差点 ～ 福井県・滋賀県境	8.4
嶺南河川国道維持出張所	27	美浜町・若狭町境 ～ 福井県・京都府境	55.2
嶺北国道維持出張所	158	福井市重立町 ～ 大野市貝皿	46.2
合 計			225.9

■異常気象時における事前通行規制区間

	路線名	区間	規制連続雨量	延長(km)
①	8	越前市春日野 ～ 南越前町大谷	200mm	13.5
②	8	南越前町大谷 ～ 敦賀市赤崎	200mm	10.7
③	8	敦賀市足田 ～ 敦賀市新道	180mm	5.9
④	27	若狭町倉見 ～ 若狭町下中	260mm	3.0
			組み合わせ 220mm・40mm/h	
⑤	27	小浜市伏原 ～ 小浜市飯盛	220mm	5.0
⑥	161	敦賀市足田 ～ 敦賀市山中	210mm	8.4
福井河川国道事務所管内 計				46.5

凡 例	
高速自動車国道 有料道路	—



凡 例		
巡回		1回／2日
		1回以上／日
路面清掃		2回／年（DID内）
		1回／年（その他区域）
剪定		高木、中低木 1回／3年
		寄植 1回／年
除草		1回／年

※路面清掃については、道路の構造及び沿道の土地利用の状況、景観への配慮、通行の安全確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合は上記に係らず適切な頻度を設定する場合があります。

※剪定、除草については、植樹帯や中央分離帯等の繁茂により建築境界内に障害が発生する箇所や通行車両からの視認性の確保が必要な箇所を選定し、限定的に実施します。また、高木・中低木の剪定については沿道との状況に合わせて、上記に係わらず頻度を設定する場合があります(2回/年、1回/年など)。